

司法制度の根幹にかかわる所見について現役裁判官の肉声を聞く機会には滅多にない。そうした意味で昨年七月、「異例」と報じられたのが、末永進・札幌高裁民事第二部総括裁判官が母校（函館ラ・サール高校）

の同窓会ホームページ（HP）に寄せた一文「民事裁判はなぜ時間がかかるのか」である。末永氏は、法曹資格者を大幅に増やす司法制度改革を、「弁護士」の質の低下が危惧され（る）」と批判している。報道されることを想定しなかった寄稿であれば、この一文はHPから削除されたはずだ。しかし、年が明けてからもそのまま残っている。

報道は毎日新聞が先行し、他紙が後追いつた。毎日の記事には弁護士が「驚いた。最高裁からにらまれるだろうが……」とコメントしているが、各紙とも末永氏がどのような裁判官であるかに触れていない。

数年前に法曹関係者に聞いたところによると、最高裁ににらまれている全国でも数少ない高裁判事の一人が末永氏だという。なぜ、にらまれるのか。末永氏の判決をすべて詳細に検討したわけではないが、要するに最高裁にこびへつらわない裁判官であるということらしい。

◇ ◇

毎日の記事が出た同じ日（七月十一日）の紙面に何とも痛快な末永判決を見つけた。「パチンコの出店を阻止された」と主張する業者が稚内市の社会福祉法人などに約十億円の損害賠償を求めた訴訟だ。一番は原告勝訴。二〇〇四年の控訴審で札幌高裁（裁判長は別人）はこれを取り消し、業者側が逆転敗訴する。業者側の上告を受けた

## 現代の大岡越前・末永札幌高裁判事

最高裁は「営業の自由を侵害した」と判断し、審理を高裁に差し戻した。この差し戻し審を担当した末永裁判長は最初の控訴審の事実認定を變更し、新たな事実認定をもつて一審判決を再び取り消したのだ。

裁判官が判決について法廷外で解説することはない。だから勝手な解釈になるが、この判決からは末永氏の法律家としての信念が読み取れる。法律は社会正義を実現するものでなければならぬ。しかし、悪徳弁護士のように、法律を武器に悪の片棒を担ぐ輩もいる。思うに、最高裁は事の善悪には中立的で、法律論のみで判断しようとする。そのような官僚主義が、正義感に欠ける裁判官をばびこらせる。

この訴訟で訴えられた社会福祉法人は知的障害者の手による芸術的な木工品が有名な授産施設を運営している。パチンコ業者VS社会福祉法人の紛争。どちらにより大きな公益性があり、法律や裁判はどのように使われなければならないのか。末永氏がこれまでにかかわった判決にはそうした立場性がにじみ出ている。事実認定をベースにしつつも、法律は手段であって目的ではないという、時代劇の大岡裁きに通じる勧善懲悪の姿勢だ。

◇ ◇

横浜地裁時代の二〇〇〇年九月、刑事事件としては嫌疑不十分で不起訴処分となつた放火殺人事件の被疑者を民事で「有罪」と認定し、被害者への損害賠償の支払いを命じた。捜査の甘さを批判された格好の捜査当局は再捜査を余儀なくされ、被疑者を改めて逮捕、起訴した。

札幌高裁では二〇〇五年四月、年利二〇〇％という違法な高利で融資を受けた男性が、元本を含めて返済した全額を賠償するよう貸し金業者に求めた訴訟で、「男性が支払った全額は不法行為に基づく損害。業者が融資した元本は保護に値しない」として全額の返還を業者に命じる画期的な判決を出した。

この判決は後に最高裁で確定したが、末永氏の判決は最高裁で再びひっくり返される例も目立つ。旧拓銀の経営破綻をめぐる整理回収機構の損害賠償請求訴訟で元頭取らの賠償額を末永氏は控訴審で大幅に減額した（この時の被告側コメントは「判決に敬意を表する」）が、最高裁では元に戻された。函館市議会政務調査費訴訟で政務調査費の返還を会派側に命じた判決も最高裁で破棄された。

札幌市で特別擁護老人ホームを運営する社会福祉法人が、入所者への虐待を内部告発した職員らに千五百万円の損害賠償を求めた訴訟で、「精神的苦痛を被った」と反訴した職員側の主張を認め、法人側に二百万円の支払いを命じた上、提訴自体を違法と断じた。最高裁は二百万円の妥当性と提訴自体を違法とした部分を差し戻した。まさに不快感ありありだが、正義がどちら側にあるかに徹底的にこだわる末永判決をかえって際立たせる。

末永氏は今年十二月に定年を迎えるという。HPの一文は「私は、天から与えられた使命として、体が許す限り、一件、一件の事件を残された時間全力を傾注してがんばろうと思っています」と結ばれている。〈希〉